2　競争参加資格

本工事は、橋梁下部工事(基礎工を含む。)(以下「橋梁下部工事」という。)と橋梁上部工事を、同一工事にて施工する工事である。

⑴　次に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は次に掲げる条件を満たしている者により構成される異工種建設工事共同企業体（以下「異工種ＪＶ」という。)であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成25年３月22日付け近畿地方整備局長）に示すところにより近畿地方整備局長から「紀北西道路雄ノ山高架橋（移行部）上下部工事」に係る異工種ＪＶとしての競争参加資格（以下「異工種ＪＶとしての資格」という。)の認定を受けている者であること。

ⓐは、第１号２⑴に同じ。

ⓑ　単体有資格業者にあっては、近畿地方整備局における「一般土木工事」かつ「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

ⓒ　異工種ＪＶの構成は、橋梁下部工事と橋梁上部工事の施工を各々１社で分担する２社による組合せとし、下記㋐及び㋑の条件を満たす者とする。

㋐　橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

㋑　橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、近畿地方整備局における「プレストレストコンクリート工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。

ⓓ　単体有資格業者、経常建設共同企業体(以下「経常ＪＶ」という。)又は異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員にあっては、近畿地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。)。

ⓔ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ⓑ及びⓒの再認定を受けた者を除く。)でないこと。

ⓕ　単体有資格業者にあっては、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋒までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「単体有資格業者の同種工事」という。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋐　道路橋（ＴＬ－20以上で、Ａ活荷重のものを除く。)又は鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。)の工事。

㋑　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）で、躯体高さ（フーチング下端から橋脚（又は橋台）の天端（パラペット部を含む。)までの高さ)が30m以上の工事。

㋒　基礎形式が深礎杭で、杭長15m以上、杭径４m以上の工事。

㋓　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。)橋で、かつ、最大支間長が110m以上の工事。

㋔　架設工法が移動支保工、片持式架設(トラッククレーン架設を除く。)、押出架設、プレキャストセグメント工法（トラッククレーン架設を除く。)のいずれかによる工事。

㋕　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。また、㋓及び㋔は㋐の要件を満たす同一工事の施工実績を有すること。

なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうちの１社が平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した「単体有資格業者の同種工事」の施工実績を有するとともに、その他構成員はそれぞれ平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記１）又は２）の要件を満たす工事の施工実績（発注機関は問わない。以下「その他構成員の実績」という。)を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

１）橋梁下部工事の実績を有する場合

Ⓐは、第２号２(1)(ｆ)㋐に同じ。

Ⓑ　鉄筋コンクリート構造の橋脚（又は橋台）の工事。

Ⓒ　基礎形式が深礎杭の工事。

Ⓓ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有し、Ⓒは同一工事でなくてもよいが、Ⓐの要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の実績を有する場合

Ⓐは、第２号２(1)(ｆ)㋐に同じ。

Ⓑ　橋梁形式がラーメン又はアーチ形式のＰＣ（ＰＲＣを含む。)橋の工事。

Ⓒ　上記Ⓐ及びⒷは同一工事の施工実績を有すること。

「単体有資格業者の同種工事」の施工実績及び「その他構成員の実績」が国土交通省が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓖ　異工種ＪＶにあっては、下記１）及び２）のとおりとする。

１）橋梁下部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋐から㋒までは、第２号２(1)(ｆ)㋐から㋒までに同じ。

㋓　上記㋐及び㋑は同一工事の施工実績を有し、㋒は同一工事でなくてもよいが、㋐の要件を満たすそれぞれの施工実績を有すること。

２）橋梁上部工事の施工を担当する構成員は、平成９年度以降に元請として完成し、引渡しが完了した下記㋐から㋓までの要件をすべて満たす工事（発注機関は問わない。以下「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」という。)の施工実績を有すること（共同企業体構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)。

㋐は、第２号２(1)(ｆ)㋐に同じ。

㋑及び㋒は、第２号２(1)(ｆ)㋓及び㋔に同じ。

㋓　上記㋐から㋒までは同一工事の施工実績を有すること。

「異工種ＪＶの橋梁下部工事の施工を担当する構成員の同種工事」及び「異工種ＪＶの橋梁上部工事の施工を担当する構成員の同種工事」の施工実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ⓗ　本工事に異工種ＪＶ又は経常ＪＶとして申請書及び資料を提出した場合、その構成員は単体として申請書及び資料を提出することはできない。

ⓘから⓶までは、第１号２⑻から⑿までに同じ。

⑵　次の基準を満たす監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。)を当該工事の現地に専任で配置できること。

なお、専任期間は担当する橋梁下部工事又は橋梁上部工事のそれぞれの施工期間に現地に専任で配置できること。

ⓐは、第１号２⑹ⓐに同じ。